



独立開業したい方を応援します

中心商店街の活性化を促進

起業家を支援する

「ドリーミン」

市は、商店街の振興とまちなかのにぎわいを創出するため、平成9年度から空き店舗の活用に対する支援事業を行っています。

昨年度、高山市商店街振興組合連合会が事業主体となり、空き店舗の新しい活用事業「ドリーミン」を実施しました。

48人の入居希望者の中から4人の出店者を決定し、第1号として共同店舗「Pod」を本町2丁目に開店しました。昨年1年間に約1万8千人が来店し、出店者は自立に学んでいます。

「ドリーミン」を

実施します

このほど、「ドリーミン」事業の第2弾を実施することになりました。本町3丁目の木造2階建ての空き店舗1階部分(約41坪)を使用します。

また、建物に沿って、本町通りから宮川へりまで約4m幅の小路を設けるとともに、残されている井戸も活用して、交流空間を作る計画です(イメージ図参照)。

毎月の負担額は

坪あたり4000円

この事業の特徴は次のとおりです。

出店の意欲があっても、個店での出店ができなかったり、新しい業種にチャレンジ

に対して、市と県が全面的に支援します。

建築家・デザイナーの皆さんや、商店街振興組合連合会・商工会議所・市民・市が一体となって、出店後も継続して支援します。

オリジナル新商品の開発や、ITを活用したサービス向上に取り組み方を育成します。

宮川に接する空間を生かし、市民・観光客・出店者の交流が図れる場とします。だれでも快適に過ごせる空

間づくりを目指し、バリアフリー対応とします。

出店希望者を募集します

募集します

応募の資格・方法、および選考方法は次のとおりです。

【応募資格】

店舗の代表者が20歳以上であること(グループ応募可) 自立・独立の夢があること IT関連は、新規・既存を問わない

出店後に、市内または近郊に居住できる方 商店街活動に積極的に関われる方

支店およびフランチャイズ経営の類の店舗でないこと

【応募方法】 出店を希望される方は、所定の様式で、3月12日火までに、商店街振興組合連合会(☎3212550)へ応募してください。

【選考方法】 3月14日木に書類(提案内容)選考、17日日に面接による二次選考を行った後、選考委員会で決定します。

大きな夢を「ドリーミン」で実現してみませんか。あなたのチャレンジをお待ちしています。

問合せ 商工課 (☎3513144)

市町村合併について 皆さんの意見・質問が大切です

説明会で皆さんの意見・質問が大切です

1月29日から2月5日まで、市内4会場で「市町村合併説明会」を開催しました。

助役の説明に続いて行った質疑応答では、活発な意見や質問が多く出されました。この中から一部を2回にわたって紹介します。

なお、会場では住所と氏名を述べて発言していただきましたが、紙面では省略させていただきます。

問 一市二郡だけでなく、益田郡とも合併し、より大きな圏域で行政を運営した方が、インフラ(道路・水道などの都市基盤)整備を進めやすいなどメリット(利点)が多いと思われる。また、面積が日本一といった特徴も打ち出せる。ぜひ、高山がリードを取ってほしい。

答 当初は、益田郡も加わって一市三郡の首長などで合併を検討していた。しかし、益田郡は経済圏が美濃地方にあるなど、高山およびその周辺とは、状況が異なる点も多く、途中で「益田郡だけの合併を考えたい」という意見が出されたという経過がある。その後は一市二郡で検討を進めている。



熱心に説明を聞く参加者(会場=ビッグアリーナ)

問 合併を進めていく中で、住民投票やアンケートなど、住民の意見が反映される場を設けることは考えているか

答 アンケート調査を行うことも考えているが、時期はまだ未定である。また、出前講座を行っているので、その中でも意見を聞かせてほしい。

問 自治体には、適正な規模(人口・面積)がある。奈良県や鳥取県よりも広い市というのは、とても適正だとは思わない。「飛騨はひとつ」というが、それはひとつの自治体になるという意味ではなく、現在、介護保険やごみ処理などで行っているように、必要な部分だけ広域的に連携していけばいいのではないか。

現在、高山市民の経済的な負担が増えたり、行政サービスが低下したりするのでないか、たいへん心配している。

市・県民税の申告相談は18日まで

市・県民税の申告相談は、2月18日(月)から3月15日(金)まで市役所地下の市民ホールで受け付けます(土・日曜日は除く)。時間は、午前8時から午後5時までです。

申告期限が近づくと、たいへん混雑します。早めに申告準備を済ませ、余裕を持ってお出かけください。申告書は郵送でも受け付けます。用紙が必要な方はご連絡ください。

申告の必要な方 今年1月1日現在、市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方(所得税の確定申告をした方を除く)。

平成13年中に所得があった方(年末調整をした方を除く) 給与所得者で勤務先から給与支払報告書が市へ提出されていない方(日雇やパートなどを含む) 農業・不動産・譲渡所得があった方 医療費控除などを受けようとする方

無料税務相談を開催 名古屋税理士会高山支部に所属する税理士が、税金の相談を無料で受け付けます。

期間 2月19日(火)25日(土・日曜日を除く) 時間 午前9時30分～午後4時 場所 市民文化会館2 5 問合せ 高山税務署 (☎3211020)

申告に必要なもの 申告用紙 印鑑 源泉徴収票 農業所得のある方は収支明細がわかる帳簿類 社会保険料、医療費、生命・損害保険料の領収書や証明書 配偶者特別控除を受けようとする方は、配偶者の所得がわかるもの

問合せ 税務課 (☎3513136)

「市町村合併について学習会」を開きたいという要望に応え、「出前講座」を開催しています。

職場や町内会・グループなどで希望があれば、担当職員が出張して説明します。希望される方は電話でお申し込みください。

申込・問合せ 企画課 (☎3513131)

出前講座を開催 「市町村合併について学習会」を開きたいという要望に応え、「出前講座」を開催しています。職場や町内会・グループなどで希望があれば、担当職員が出張して説明します。希望される方は電話でお申し込みください。

申込・問合せ 企画課 (☎3513131)